

桑名市保育士等確保支援事業

# 桑名市保育士等修学資金 貸付制度の手引き

令和5年4月

桑名市子ども未来部 保育支援室

## I 制度の内容

### 1 目的

この制度は、指定保育士養成施設（児童福祉法第18条の6に規定する施設で幼稚園教諭免許が取得可能であるものを含む。）に修学する方及び幼稚園教諭養成課程を有する大学、短期大学等（通信制によるものを除く）に修学する方のうち、将来、桑名市内の保育所等で保育士並びに幼稚園教諭として業務に従事する意思のある方に修学資金を貸し付けることにより、修学を支援し、市内における保育士等の人材確保を図ることを目的としています。

なお、上記の養成施設等を卒業した後1年以内に市内の認可保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設・幼稚園に常勤の保育士等として雇用され、かつ、継続して保育士等として従事（私立認可保育施設等への就労促進策として、私立は3年従事、他は5年従事とします。休業期間を除く。）すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

### 2 実施主体

実施主体は、桑名市とします。

### 3 貸付対象・条件等

#### (1) 貸付対象

以下の全ての条件に該当する方が対象です。（市外在住者も対象）

- ・養成施設等において修学する方
- ・養成施設等を卒業後、市内の認可保育所等において保育士等として勤務する意思がある方
- ・保育士等の養成を目的とする他の貸付等を受けていない方

#### (2) 貸付金額

貸付金額は月額5万5千円とします。1人につき132万円を限度とします。

#### (3) 貸付利子

貸付利子は、無利子です。ただし、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、遅延した日の時点の民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率で計算をした延滞利子の支払い義務が生じます。

#### (4) 貸付期間

貸付決定は、養成施設等に在学する期間とし、貸付期間は2年間を限度とします。

災害、疾病等のやむを得ない事由により、正規の修学期間後においても修学することとなったときは、正規の修学期間後の修学期間を貸付期間とします。ただし、貸付限度額の132万円に達した時点で貸付期間は満了となります。

#### (5) 連帯保証人

貸付を受けるには連帯保証人1名が必要です。

連帯保証人は、成年で独立の生計を営む方とします。ただし、修学資金の貸付を受けようとする方が未成年者の場合には、法定代理人※とします。

※ 法定代理人：法定代理人とは、親権者（親権者となるべき者がいない場合には未成年後見人）をいいます。

また、修学資金の貸付を受けようとする方の配偶者は連帯保証人にはなることはできません。

連帯保証人は、貸付を受ける者に誓約を誠実に履行させるとともに、万一、貸付を受ける方が返還の債務を履行しない場合は、その極度額の範囲内で債務を負担することが求められます。

#### 4 貸付の申請・決定

##### (1) 募集について

毎年度、期間と定員を定め申請募集を行います。（貸付は予算の範囲内で行いますので、定員を上回る場合は抽選とし、貸付できない場合があります。）

##### (2) 貸付の申込み

貸付を希望する方は、連帯保証人1人を立て、必要書類を添えて市長に申請しなければなりません。

申込期間内に、桑名市役所（保育支援室）へ桑名市保育士等修学資金貸付事業申請書（様式第1号）、桑名市保育士等修学資金貸付事業（推薦書）（様式第2号）の様式にて申込みしてください。

##### (3) 貸付の審査・決定

申請書類を受理後、申込内容の審査を行い、貸付の可否を判断し、桑名市保育士等修学資金貸付可否決定通知書（様式第3号）により通知します。（決定においては、桑名市民の申請を市外の方の申請より優先いたします。募集定員を上回る申込となった場合は、抽選とします）

#### 5 資金の交付

貸付資金は、4～9月分、10～3月分を年2回、指定口座に振り込みます。

貸付の決定を受けた方（以下「借受人」という。）には、桑名市保育士等修学資金貸付請求書（様式第4号）及び桑名市保育士等修学資金借用書（様式第5号）を提出いただきます。

#### 6 貸付の停止

借受人が、次のいずれかの事由に該当したときは、それぞれの期間分の修学資金の貸付を停止します。

##### (1) 休学したとき

休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間

##### (2) 停学処分を受けたとき

停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間

## 7 貸付の解除

借受人が次のいずれかの事由に該当したときは、貸付を解除します。この場合には、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付を行いません。（桑名市保育士等修学資金貸付停止・解除通知書（様式第8号）にて通知をします。）

- ①借受人が貸付期間中に桑名市保育士等修学資金停止・解除申請書（様式第9号）により申し出たとき
- ②貸付対象の条件を満たさなくなったとき
- ③心身の故障のため養成施設を卒業する見込みがなくなったと市長が認めるとき
- ④借受人が死亡したとき（相続人提出）
- ⑤その他市長が特に必要があると認めるとき

## 8 返還

借受人が次のいずれかの事由に該当するときは、返還計画を提出し、事由の生じた日の属する月の翌月から起算して6ヵ月の据置期間を経過後、5年を限度とした期間内に月賦（最長：月額22,000円×60回払い）または一括のいずれか希望する方法により、借り受けた修学資金を金融機関の窓口から納付（返還）しなければなりません。

- ①修学資金の貸付が解除されたとき
- ②養成施設等を卒業した翌月から起算して1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき  
（②の場合、卒業した翌月から1年間の猶予申請の提出は不要）
- ③桑名市保育士等修学資金貸付事業実施要綱第12条に規定する業務に従事しなかったとき
- ④桑名市保育士等修学資金貸付事業実施要綱第12条に規定する業務に従事する意思がなくなったとき

## 9 返還の猶予

次に該当するときは、当該事由が継続する間、修学資金の返還を猶予することができます。この場合、猶予申請を行い、猶予決定を受ける必要があります。

- ①養成施設等を卒業後、直ちに市内の保育施設等に就業し、保育に従事しているとき
- ②貸付を解除された後も引き続き養成施設等に在学しているとき
- ③災害、疾病等のやむを得ない事由により返還が著しく困難になったと市長が認めるとき

## 10 返還の免除

借受人が次のいずれかの事由に該当するときは、修学資金の返還を免除することができます。

- ①死亡又は障害により返還ができなくなったときは、返還の債務の額の全部または一部
- ②長期間所在不明により返還を請求することが困難となり、返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の請求の額の全部または一部
- ③市内において、養成施設等を卒業した翌月から起算して1年以内に保育士登録を行うなどにより、市内の保育施設等に常勤の保育士等として雇用され、かつ、継続して保育士

等として2年以上従事したときは、返還の額の一部

- ④③の業務のうち、私立認可保育施設、私立幼稚園（認定こども園の幼稚園部分を含む。）においては、3年間従事、他は5年間従事（休業期間は除く。）したとき（借受人による返還免除申請が必要です。返還免除決定後に免除となります。）

## 11 届出の義務（申請等の内容に関する変更）

借受人が次のいずれかに該当するときは、市長に変更を届け出なければなりません。

- ①氏名、住所、連絡先、修学状況、就労状況、その他連帯保証人の状況等を変更したとき
- ②修学資金を必要としなくなったとき  
（休学し、復学し、留年し、または退学したとき、停学の処分を受け、または当該処分が解かれたとき、保育所等に勤務し、または当該保育所等を退職したとき、勤務している保育所等を休職し、または復職したとき）
- ③心身の故障等のため卒業する見込みがなくなったとき
- ④修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき

## 12 届出の義務（借受人の死亡）

借受人が死亡したときは、相続人（相続人がいない場合にあっては、監護する者）は、市長に届け出なければなりません。

## 13 報告の義務

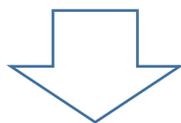
修学資金の貸付期間中及び、修学資金の返還または返還の免除が決定するまでの毎年度末において、3月31日時点の状況および過去1年間の状況を市長に報告しなければなりません。（桑名市保育士等修学資金貸付事業現況報告書（様式第7号）を、送付しますので期日までに市に報告をしてください。）

## 申請から交付までの手続きの流れ

### ① 貸付の申請（4月～6月）

募集期間内に申請書類の提出

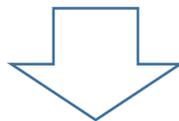
提出書類	備考
(様式第1号) 桑名市保育士等修学資金貸付事業申請書	(申請者→市) 市外住所のとき住民票の写し 連帯保証人の印鑑証明書
(様式第2号) 桑名市保育士等修学資金貸付事業（推薦書）	(申請者→市) 指定保育士養成施設等の推薦



### ② 選考（7月以降）

桑名市役所 保育支援室において、選考

通知書類	備考
(様式第3号) 桑名市保育士等修学資金貸付可否決定通知書	(市→申請者)



### 資金貸付（毎年4月分～）

借受人へ修学資金の貸付

提出書類	備考
(様式第4号) 桑名市保育士等修学資金貸付請求書	(申請者→市) 4～9月分、10～3月分を、 指定口座へ振込
(様式第5号) 桑名市保育士等修学資金借用書	(申請者→市)：初回のみ 請求書と同時に提出
(様式第6号) 桑名市保育士等修学資金借受人変更届出書	(申請者→市) 変更事項のある場合に報告
(様式第7号) 桑名市保育士等修学資金貸付事業現況報告書	(申請者→市) 3月31日時点の現況を報告